

# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

報告事項件名	頁
(1) 足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編） 素案に関するパブリックコメントの実施結果について	2
(2) 小台一丁目地区地区計画の変更について	9
(3) 公園樹木維持管理指針改定案（取り組み方針編）に関する パブリックコメントの実施結果について	11
(4) 五兵衛橋架け替え工事について	16
(5) 建築物減災対策について（12月末までの実績報告）	18
(6) 区営住宅建替えの進捗状況について	22

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

件名	足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）素案に関するパブリックコメントの実施結果について						
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課						
内容	<p>足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）素案に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 実施期間</b> 令和5年11月22日（水）～令和5年12月22日（金）</p> <p><b>2 提出者数及び提出方法</b>                  (1) 提出者数 3名（9件）                  (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 2名（4件）                                    Eメール 0名                                    FAX 0名                                    郵送 0名                                    窓口への持参 1名（5件）</p> <p><b>3 意見の概要と区の考え方</b> 別紙参照 P3～8</p> <p><b>4 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 2月頃</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表 第20回バリアフリー協議会</td> </tr> <tr> <td>3月頃</td> <td>建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編） を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和6年 2月頃	パブリックコメントに対する区の考え方を公表 第20回バリアフリー協議会	3月頃	建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編） を策定
年 月	内 容						
令和6年 2月頃	パブリックコメントに対する区の考え方を公表 第20回バリアフリー協議会						
3月頃	建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編） を策定						

「足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）（素案）」に関する  
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和5年11月22日（水）～令和5年12月22日（金）

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数 3名（9件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 2名（4件）

(イ) Eメール 0名

(ウ) FAX 0名

(エ) 郵送 0名

(オ) 窓口への持参 1名（5件）

2 意見の順番構成について

(1) 地区別計画内（北綾瀬）の対象施設に関する意見 6件 意見番号

ア 生活関連経路に関すること . . . 1

イ 新設される駅前の商業施設の周りの歩車道分離に関すること . . . 2

ウ 北綾瀬駅出口付近（環七通り側）の歩行者と自転車の交通状況  
に関すること . . . 3

エ 川の手通りの信号機の設置に関すること . . . 4

オ 川の手通りの違法駐車に関すること . . . 5

カ 北綾瀬駅及び鉄道車両に関すること . . . 6

(2) 地区別計画内の視覚障がい者誘導用ブロックに関する意見 3件 意見番号

キ 大谷田谷中住区センターほか公共施設の視覚障がい者誘導用  
ブロック敷設に関すること . . . 7

ク 施設の入りにある誘導用ブロックと玄関マットに関すること . . . 8

ケ 歩道のマンホール蓋による誘導用ブロックの途切れに関すること . . . 9

### 3 意見の概要及び区の考え方

#### (1) 地区別計画内（北綾瀬）の対象施設に関する意見 6件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 生活関連経路に関すること		
1	<p>北綾瀬駅周辺では駅前広場・商業施設が建設されており、将来自動車・人の往来が格段に増えることが予想されます。それに伴い、バリアフリー化も計画されるとのことですので、周辺住民として、懸念されること、そして、現状問題となっていることについて指摘させていただきます。</p> <p>ピックアップされている生活関連経路について、駅前広場については対象になっておりますが、①商業施設を囲む道路についても生活関連経路に含めて整備することを要望いたします。</p> <p>商業施設南側・東側・西側については区画整理事業として整備され、電線の地中化・道路の幅員を増やして歩道の幅員の確保をし障害者等の通行に配慮したように設計されているように見受けられます。しかし、北側の道路は区画整理事業から除外されているためか、道路や歩道の幅員の確保・電柱の地中化等、十分な配慮がされていないように見受けられます。北側の道路は商業施設への搬入に使用され、駅利用者の送迎用の車にも利用される（商業施設の完成後は綾瀬警察署交差点の混雑が予想されますので、川の手通り北側からの抜け道として商業施設北側の道路が使用される恐れもあります）ことから、②北側の道路についてもきちんと整備する必要があるものと思われれます。</p> <p>近隣の施設、北千住のマルイ・亀有のアリオを囲む道路については、商業施設利用の歩行者・車両利用者・搬入用車両利用者の歩車分離がきちんとされているように見受けられます。北綾瀬駅にデッキを建築する際の理由付けとして、住民からの要望もなく多額の費用が掛かるのにもかかわらず、歩車分離を主張してデッキを設置するようにしたことからも鑑みて、③商業施設を囲む道路についても歩車分離を徹底しないと危険だと思われれます。</p> <p>是非とも④商業施設を囲む道路についても生</p>	<p>①及び④</p> <p>本計画における「生活関連経路」とは、バリアフリー法の規定に基づき、生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常・社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路として示しております。なお、具体的なバリアフリー整備は、地区別計画の策定後、道路管理者が該当する生活関連経路について、特定事業計画を作成して進めることとなります。</p> <p>北側を含めた商業施設を囲む道路については、生活関連経路の設定の有無に関わらず、東京都福祉のまちづくり条例などに基づき、高齢者や障がい者等を含む歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p> <p>このことを踏まえ、ご意見のありました商業施設を囲む道路について、現時点で区として新たに生活関連経路に設定する考えはありませんが、バリアフリー協議会の中でもご意見を伺いながら進めてまいります。</p> <p>②及び③</p> <p>北側を含めた商業施設を囲む道路については、東京都福祉のまちづくり条例などに基づき、高齢者や障がい者等を含む歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p> <p>また整備の際に、交通管理者や商業施設と協議を行っており、限られた道路用地の制約の中で、引き続き可能な歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p>

	<p>活関連経路として指定していただくことを要望いたします。現状なら工事の最中でもあるので、計画に組み込むことは容易だと思われます。</p>	
イ	<p>新設される駅前の商業施設の周りの歩車道の分離に関すること</p>	
2	<p>商業施設の周りの歩道部分には防護柵（ガードレール）を設置しない、と聞いております。現状、整備されている西側の道路についても充分だと思われる防護柵を設置した歩道がありますが、それにもかかわらず車道を歩く歩行者がかなり見受けられます。防護柵のない北側の道路については歩道の幅員が狭いこともあってか、車道を歩く人のほうが多いように見受けられます。防護柵を設置し十分な幅員を確保しないと歩車分離が徹底されず、危険な状況になることが想像できます。</p> <p>先日、西側の道路でパトカーと救急車が出動している場面を見ました。おそらく、隣接のビルを避けるようにカーブしている場所で車両と歩行者又は自転車との接触事故でもあったのかな？と思われました。工事中で見通しも悪く自転車はスピードを落とすことなく走っている状況を見ますので、おそらく接触事故でもしたのではと思います。パトカー・救急車が停車している状況で、後続の車両は通り抜けることもできず立ち往生している場面も見ました。道路の幅員は十分に確保できてないようにも見えましたし、商業施設側に防護柵も設置しないようですと、今でも車道を歩いておりますし、歩行者も車道を自分のタイミングで横切ることが予測できます。①徹底した歩車分離をしていただき未然に事故を防ぐような整備・体制を整えていただきたいと思います。</p>	<p>①商業施設北側の歩道については、限られた道路用地の制約の中でも、最低1.5mの有効幅員を確保するため、交通管理者や商業施設と協議して整備しております。</p> <p>防護柵を設置した場合、有効幅員が確保できなくなります。そのため、防護柵の設置は予定しておりませんが、今後も、<u>東京都福祉のまちづくり条例</u>などに基づき、<u>歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備はもとより、自転車は「車両」であることを前提として車道を通行し、歩道内は降りて通行するなど自転車利用者の交通ルールの遵守や走行マナーに向けた普及啓発に取り組んでまいります。</u></p>
ウ	<p>北綾瀬駅出口付近（環七通り側）の歩行者と自転車の交通状況に関すること</p>	
3	<p>バリアフリーと直接関係あるかはわかりませんが、北綾瀬駅周辺の交通状況の要望です。環七の従来からある南側出口・北側出口に両方に入ることですが、①駅から環七に出る際、急に出ようとする歩行者と環七をスピードを出して走っている自転車が接触する場面があり、非常に危険です。また、それと同様、②北側では線路の両側について線路沿いの道を環七に向かってくる自</p>	<p>①及び②</p> <p>本計画におけるソフト面の取組内容の1つに「教育啓発特定事業」を定めております。歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合があるという現状と課題に対し、<u>自転車利用者の交通ルールの遵守や走行マナーに向けた普及啓発（注意喚起）に取り組んでまいります。</u></p>

	<p><u>転車と環七を歩いている歩行者・自転車との接触する場面があります。見通しを良くする・注意喚起を呼びかけるようなことができないものでしょうか？</u></p> <p>以前よりも住民が増えていることもあってか、人通りも増えて歩道も狭いので危険な状況になっております。北綾瀬の駅の改札に向かう通路も通行者の通行方向を限定していますが、ほとんどの人が守っていない状況です。守る人が少ないのは分かりますが、もう少し通行の安全に配慮した設計・注意喚起等できないものでしょうか？</p>	<p>今後、歩道や駅構内の通路などにおける歩行者の安全確保のためのマナー啓発を含めて、「教育啓発特定事業」に基づく積極的な普及啓発の取り組みを推進してまいります。</p>
<p><b>エ 川の手通りの信号機の設置について</b></p>		
<p>4</p>	<p>バリアフリーとは直接関係ありませんが、川の手通りの交通状況について要望です。</p> <p>まず、川の手通りの環七北側、コンビニエンスストアのあるところの横断歩道について。この横断歩道では、かなりの頻度で歩行者妨害違反のパトロールをやっています。横断歩道では歩行者の安全な通行が確保されるのは当然だとは理解できるのですが、あそこに横断歩道が設置されている理由が解せません。あそこは、駅ができた当初から加平三丁目方向の住民がよく使う経路で人通りは多かったです。最近は住民が増えてきたためあの横断歩道を往来する人数がかなり増えました。ですので、違反者を取り締まるような横断歩道ではなくきちんと信号機を設置したほうが良いのではないのでしょうか？商業施設ができればあの交差点は交通量が増えますし、現状工事車両もかなりの台数利用しているので①信号機を設置して車両利用者の良心に頼るような方法ではなく明確な安全管理に借号機を設置したほうが良いように思います。</p>	<p>①横断歩道及び信号機の設置については、交通管理者である警察が所管となります。</p> <p><u>信号機の設置については、警察庁が全国的な基準を「信号機設置の指針」として定めており、ご指摘の箇所の設置要望について、警察と相談してまいります。</u></p> <p>今後も、高齢者、障がい者等を含む誰もが安心して通行できる歩行空間を確保できるよう、関係事業者と連携しながら取り組みを推進してまいります。</p>
<p><b>オ 川の手通りの違法駐車について</b></p>		
<p>5</p>	<p>川の手通りの違法駐車について。川の手通りの環七の北側については交通量も少ないせいか工事車両等の駐車行為が四六時中見受けられます。それもあって先ほどの横断歩道での歩行者の確認がしにくいという弊害も生じていると思います。歩行者妨害違反の取り締まりをすることも大事ですが、①違法車両の駐車行為にもしつこいく</p>	<p>①違法駐車を取り締まりは、交通管理者である警察が所管となります。</p> <p><u>区では、道路管理者（環七通り以北）として可能な取組を検討し、警察と相談・連携して進めてまいります。</u></p>

	<p><u>らの注意をしないとあれはなくなりそうもないと思いますし、歩行者の安全も確保できないと思われる。</u></p> <p>それと川の手通りの環七の南側について、特にひどいのがファストフード（牛丼）店舗とラーメン屋の前の道路、その他、郵便局・少年野球関係者のしょうぶ沼公園の前の道路の違法駐車もどうかして欲しいです。ファストフード（牛丼）店舗・ラーメン屋の前の道は環七左折車両の専用レーンなのにもかかわらず、そのレーンをふさぐ形で駐車をしているので川の手通りの渋滞の原因を作っています。あそこについては重点的に店舗利用者や店舗に厳重に注意をしたほうが良いと思います。</p> <p>あの周辺は、川の手通り北側でいうコンビニエンスストアの横断歩道と同様、駅から加平一丁目方向の住民がよく使う経路となっていて、人や自転車の往来が多い交差点です。駐車車両で見通しが悪いし、あそこは横断歩道がないにもかかわらず人・自転車が頻繁に往来するのでかなり危険と思われる。</p> <p>今後、<u>②商業施設の開業で人・自転車・車両の往来が今以上に増えることが予想されますので、現状でも問題が生じていることについては解決を急ぐべきだと思いますし、将来の状況に合わせてどのような対策が必要かの予測・議論も必要か</u><u>と思います。</u></p>	<p><u>②規模や構造、利用状況等により、今後、ハード整備だけで問題に対応できないことも想定されます。</u></p> <p><u>そのため、歩道等の適切な利用による「歩行空間の確保」に向け、安全な通行の妨げにならないよう啓発によるソフト面の取組（心のバリアフリー）も含め、バリアフリー化を推進してまいります。</u></p>
カ	北綾瀬駅及び鉄道車両に関すること	
6	<p>施策の全体像は適切なものであると感じましたので、推進いただければと思います。</p> <p>一点、鉄道業者様の取り組みですが、北綾瀬駅はホームが大変狭いため、ラッシュ時は大変混雑します。ホーム上の移動も困難になります。ハンディがある方はその状況下では各車両に設置されている優先席のある乗車口に動く動線も塞がれていることも多く見かけるため、<u>①ラッシュ時は改札直近の車両は優先席の座席数を増やしては</u><u>いかがでしょうか。</u></p>	<p><u>①鉄道車両の優先席を含むバリアフリー設備について、国土交通省が策定している「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に考え方が示されております。</u></p> <p><u>区としては、鉄道事業者に対し、引き続き上記ガイドライン等に基づき積極的に取り組むよう推進してまいります。</u></p>

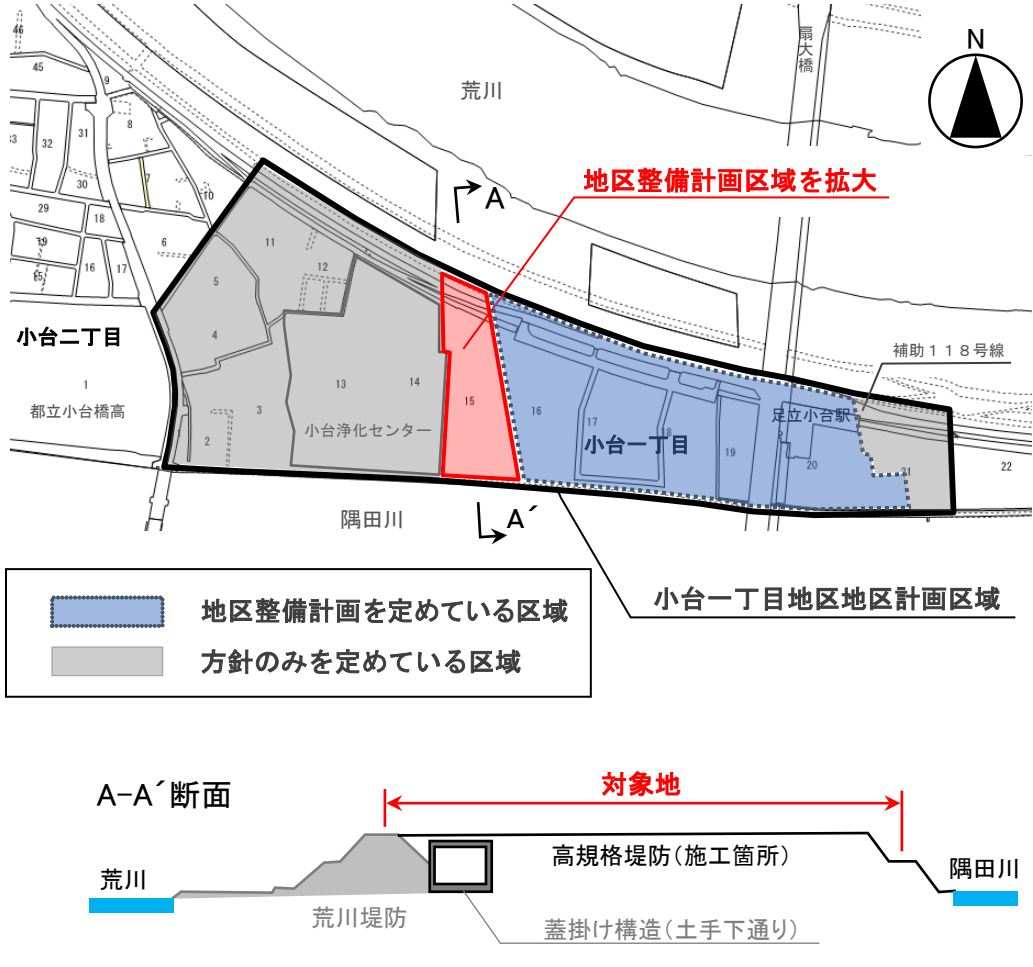
(2) 地区別計画内の視覚障がい者誘導用ブロックに関する意見 3件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
キ 大谷田谷中住区センターほか公共施設の視覚障がい者誘導用ブロック敷設に関すること		
7	<p>素案 55 頁の大谷田谷中住区センターの視覚障害者の誘導ブロックの敷設について記述してある部分ですが、<u>①視覚障害者が外から入口を通り、受付まではたどり着けるように、誘導ブロックを「検討する」ではなく敷設すると明記してほしい。このことは他の公共施設でも周知徹底してほしい。</u></p>	<p>①公共施設の改修等においては、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準や足立区公共建築物整備基準に基づき、外から案内設備（受付や案内板等）までの経路のうち1以上を誘導用ブロック又は音声等で誘導することとしております。</p> <p>そのため、地区別計画にも、<u>誘導用ブロック又は音声設備等により基準に沿った誘導を行う旨、記載いたします。</u></p>
ク 施設の入り口にある誘導用ブロックと玄関マットに関すること		
8	<p>ほとんどの施設で玄関入口に、足拭きマットをブロック上にのせてあり誘導が途切れてしまっている。<u>①足拭きマットはブロックの脇に置くようにしてください。</u></p>	<p>①誘導用ブロックの上に物や自転車を置かないよう呼びかけており、施設入口の玄関マットについては、置き方等を含めて、施設管理者に対しさらなる周知啓発を行うとともに地区別計画に記載します。</p> <p>現在、<u>誘導用ブロックの上に玄関マットを置いている区施設については、ブロックが隠れないように玄関マットを二つにするなどの改善に向けた対応を実施します。</u></p>
ケ 歩道のマンホール蓋による誘導用ブロックの途切れに関すること		
9	<p>歩道の誘導ブロック上に下水管等の蓋がかかっていると、<u>①ブロックが欠けている部分が多々見受けられます。道路管理者等の責任で補修をしてください。</u></p>	<p>①国の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」において以下の考え方が示されております。</p> <p>「マンホール、グレーチングが設置されている周辺にブロックを設置しなければならない場合は、マンホール上に設置することが望ましい。やむを得ない場合については、線状ブロックは緩やかにすり付けてマンホール等を迂回する」</p> <p>上記の考え方にに基づき、<u>足立区道における補修等の際、道路管理者とマンホール等所有者との間で協議を行い、協議が整った場所はマンホール上に設置いたします。</u></p>



# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

<p>件名</p>	<p>小台一丁目地区地区計画の変更について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部まちづくり課 都市建設課</p>
<p>内容</p>	<p><b>1 小台一丁目地区の現状について</b></p> <p>小台一丁目地区地区計画区域の一部で新たに高規格堤防が施工され、土地利用転換の動きがあるため、地区整備計画区域を拡大し、建築物のルールや通路などを定める地区計画を変更する。</p>  <p><b>2 都市計画法第16条説明会（別添資料参照）</b></p> <p>(1) 開催日時 令和6年2月2日（金）午後 7時～ 2月3日（土）午前10時～</p> <p>(2) 開催場所 都立小台橋高校 視聴覚室</p>

**3 これまでの経緯及び今後の予定**

時 期	内 容
令和5年 12月	足立区都市計画審議会にて報告
令和6年 2月	都市計画法第16条に基づく原案説明会
2月	原案の公告・縦覧及び意見の受付
6月	案の告示・縦覧及び意見の受付
7月	足立区都市計画審議会にて審議
8月	都市計画決定の告示

# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

件名	公園樹木維持管理指針改定案（取り組み方針編）に関するパブリックコメントの実施結果について						
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課 東部道路公園維持課						
内容	<p>公園樹木維持管理指針改定案（取り組み方針編）に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 実施期間</b> 令和5年10月2日（月）～令和5年11月1日（水）</p> <p><b>2 提出者数及び提出方法</b>                  (1) 提出者数 2名・1団体（11件）                  (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 1名                                    郵送 1名                                    窓口への持参 1団体</p> <p><b>3 意見の概要と区の考え方</b>（別紙 P12～15参照） 別紙のとおり</p> <p><b>4 区の考え方の公表方法</b>                  (1) 区ホームページへの掲載                  (2) 東部・西部道路公園維持課窓口における閲覧及び配布</p> <p><b>5 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月</td> <td>建設委員会に公園樹木維持管理指針改定案を報告 公園樹木維持管理指針を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和6年2月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表	令和6年3月	建設委員会に公園樹木維持管理指針改定案を報告 公園樹木維持管理指針を策定
年 月	内 容						
令和6年2月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表						
令和6年3月	建設委員会に公園樹木維持管理指針改定案を報告 公園樹木維持管理指針を策定						

**「公園樹木維持管理指針改定案（取り組み方針編）」に関するパブリックコメントの  
実施結果及び意見に対する区の考え方について**

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和5年10月2日（月）～令和5年11月1日（水）

(2) 意見提出数等

ア 提出者数（件数） 2名、1団体（11件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 1名（4件）

(イ) Eメール 0名

(ウ) FAX 0名

(エ) 郵送 1名（1件）

(オ) 窓口への持参 1団体（6件）

2 意見の構成

内 容	件 数
序章	0
第1章 足立区の公園の緑の現状と課題	4
第2章 指針の目的と対象	0
第3章 足立区が目指す公園の緑	7
合計	11

寄せられたご意見に対する区の考え方（「公園樹木維持管理指針改定案（取り組み方針編）」）

No.	意見の概要	区の考え方
<b>第1章 足立区の公園の緑の現状と課題</b>		
1	<p>ここ数年で公園内の樹木伐採（倒木リスク・間伐による）が多く見受けられる。伐採理由は理解しているが、切り株も所々で目立つし、環境保全が求められる風潮の中、緑化計画も踏まえた上での伐採であることを区民に理解してもらい発信・取り組みも必要だと思ふ。</p>	<p>伐採を行う際は、現地に理由や時期等を明示した表示を行うなど、区民の方への周知を徹底します。</p> <p>切り株については、根が舗装等の施設や利用者の歩行動線に影響を及ぼす場合、優先的に撤去するよう努めます。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、令和6年3月改定予定の公園樹木維持管理指針【実務編】に記載してまいります。</p>
2	<p>毎年の剪定は難しいとはいえ、利用者目線では居心地悪いほどに手つかずとなっている樹木が多い。このような状況からも、外周部は（緑化基準を考慮しつつ）樹木量自体を調整すべきと考える。</p>	<p>これまで、緑の量の確保に重点をおいておりましたが、今後は、植栽計画の段階で、将来の生長量を予測した適切な密度での植栽に努めます。また、既存の公園については、計画的な剪定、間伐による緑量の調整などに取り組みます。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、令和6年3月改定予定の公園樹木維持管理指針【実務編】に記載してまいります。</p>
3	<p>近隣からの陳情で仕方がないと思ふが、倒木等のリスクもある為過度な強剪定は望ましくないことを住民へ理解を促すべき。</p>	<p>要望があった場合でも、必要な場合を除き強剪定を行わず、枝を減らす剪定など代替案を検討します。また、倒木等のリスクについては、令和6年3月改定予定の公園樹木維持管理指針【実務編】に記載しホームページで周知してまいります。</p>
4	<p>ナラ枯れの問題は深刻だが、安易に樹木撤去や代替樹種への植替えを選択するのではなく、害虫駆除や萌芽更新によって、雑木林の植栽を維持管理していただきたい。足立区には雑木林の樹木は貴重な環境であり、子どもたちの環境教育の為にも残していくべきと考える。</p>	<p>ナラ枯れの対応として、原因となるカシノナガキクイムシの飛散と倒木による事故を防ぐため伐採対応を行っております。また、雑木林の管理は、日常点検、樹木診断・治療を実施し、ナラ枯れによる被害の拡大防止に重点を置き、害虫対策や萌芽更新など適切な管理を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
<b>第3章 足立区が目指す公園の緑</b>		
5	<p>小面積の公園ではあれもこれも盛り込む事はせず地域の実情を考慮し(子育て世代重視)植栽等設定をし区民の理解を深める。</p>	<p>公園毎にテーマを設定し、地域の方々の意見も取り入れながら、個々の公園の特色を明確にしたパークイノベーションを進めています。その中で、植栽の役割や公園の特色に応じた樹木の選択を進めてまいります。</p>
6	<p>公園の外周部は剪定等の軽減を重視し樹木の種類は低木にし街路樹も同様とする(種類は別が良)。</p>	<p>これまで、緑の量を確保するために、外周部への高木植栽を行った公園もありました。今後は、公園の規模や視認性の確保、付近の街路樹など周辺状況に応じて適切な樹木を選び、植栽を行ってまいります。</p>
7	<p>健康に育った大木については、公園中央部へ移植できないか。落ち葉、枝の越境、明るさ、見通し、剪定量の増大、支障枝、強剪定による切り口の腐朽、倒木、折れ枝のリスクの増大は、ほとんどの公園において、公園外縁や歩道の縁に沿って植樹されている為に問題が大きくなっている。</p> <p>公園中央部にランダムに植樹することで、剪定を極力、必要最低限に抑え、経費と人手を節約するなどの効果が見込める。また、子どもが樹木や落ち葉の中の昆虫等とふれあい、自然を身近に感じたり、真夏に木陰が得られる。</p> <p>さらに、移植によって節減される剪定費用や落ち葉清掃費を使って、街路植栽を含め、植込みの清掃を強化できないか。</p>	<p>移植は、樹木にとって負担が非常に大きい措置です。このため、軽剪定による適切な緑量、密度を維持すること、落ち葉の時期の清掃を充実させることなど、通常の維持管理を通じた改善策を最優先として取り組みます。</p> <p>通常の維持管理では解決が難しく、かつ樹木が移植に耐えられる状態であり、適切な移植先が確保できる場合には、ランダムに植樹を行うことを含めて、必要に応じた移植を検討してまいります。移植先については、樹木の特性や公園の利用状況、施設の配置などを考慮して、樹木の健全育成につながる適切な場所を選択してまいります。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
8	<p>剪定枝チップの活用に関して、肥料やサーマルリサイクルへの活用は大いに推進すべきと思うが、遊具エリアでのクッション材としては、周辺の雨水枿等への影響など管理面も考慮して取り組んでいただきたい。また、木質チップの園路舗装材としての活用は、維持管理面で大変な為、注意が必要だと思う。</p>	<p>クッション材としての剪定枝チップ使用について、遊具使用時の落下によるケガ防止のため使用しております。今後は、チップが雨水枿へ流出し、排水機能の悪化を招かないよう、周辺状況を確認して使用いたします。また、園路舗装材としての活用につきましても、チップ流出の可能性が低い平坦な場所において使用するなど十分に注意した上で活用いたします。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、令和6年3月改定予定の公園樹木維持管理指針【実務編】に記載してまいります。</p>
9	<p>植栽する樹木の種類により剪定、落葉の時期・落ち葉の性質は同じで無い事を説明し植物も生きているのであり個々の区民にとって良い時期ばかりで無い事を再認識してもらい理解を深める。</p>	<p>落ち葉の性質は樹木によって様々であり、個体差も大きいです。こうしたことを公園樹木維持管理指針の中で示し、普及啓発を進めてまいります。</p>
10	<p>自治会等の協力得られるなら草地を多く設定し草刈りを委嘱する。</p>	<p>公園の清掃や草刈などの日常的な維持管理を、区との協定により地域の皆さまが行う制度である公園の自主管理制度への参加を地域に呼びかけ、協創による管理を進めます。</p>
11	<p>無人草刈機など自動機器の導入は長期的には推進していくべきだが、現状は利用者のいたずらや故障時の対応など懸念点も多いので、まずはグラウンドや指定管理の広い公園など、場所を限定して実証実験を進めていくべきだと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、自動機器は業務の効率化に貢献する一方で、運用上の課題もあります。ご意見を参考に、導入の進め方を検討してまいります。</p>

# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

件名	五兵衛橋架け替え工事について										
所管部課名	道路公園整備室道路整備課										
内容	<p>五兵衛橋架け替え工事について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 工事概要</b></p> <p>詳細設計が完了したため、以下のとおり工事概要を報告する。</p> <p>(1) 橋の諸元</p> <p>ア 橋長 <math>L = 53.45</math> m (本橋部)</p> <p>イ 有効幅員 <math>W = 3.0</math> m (取り付け部は<math>W = 2.5</math> m)</p> <p>ウ 形式 護岸オーバー形式</p> <p>エ イメージ図</p> <div data-bbox="466 920 1305 1391" data-label="Image"> </div> <p>(2) 今後のスケジュール (予定)</p> <table border="1" data-bbox="472 1473 1310 1731"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月</td> <td>地元説明会</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月</td> <td>架け替え工事着手</td> </tr> <tr> <td>令和9年3月</td> <td>架け替え工事完了</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月以降</td> <td>既設橋撤去工事着手 (都と協議中)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 今後の課題</p> <p>東京都第六建設事務所で綾瀬新橋の架け替え工事及び五兵衛新橋の耐震補強工事を予定しており、今後、具体的な交通規制等について、都と区で工事調整を行う必要がある。</p> <p><b>2 精度の高い予算要求のための取組み</b></p> <p>施工方法や金額の妥当性を検証するため、以下の取組みを実施したため</p>	年月	内容	令和6年4月	地元説明会	令和6年6月	架け替え工事着手	令和9年3月	架け替え工事完了	令和9年4月以降	既設橋撤去工事着手 (都と協議中)
年月	内容										
令和6年4月	地元説明会										
令和6年6月	架け替え工事着手										
令和9年3月	架け替え工事完了										
令和9年4月以降	既設橋撤去工事着手 (都と協議中)										



報告する。

(1) 第三者による設計内容の確認

ア 確認者 株式会社建設エンジニアリング

イ 主な確認内容

① 形式の妥当性（架橋形式、取り付け部形式）

② 施工期間

③ 施工方法（関係機関協議の内容含む）

④ 工事費

ウ 確認結果 設計内容や工事費について妥当であることが確認された。

(2) 庁内審査会による設計内容の確認

ア 庁内審査会とは

概算工事費が1億8千万円を超える工事のうち、複雑な構造や区の施工事例が少ないなどの特殊工事において、庁内審査会を開催し、工法や金額の妥当性を検証し、精度の高い予算要求を行うために実施する。

イ 審査者

工藤副区長、政策経営部長、財政課長、総務部長、施設営繕部長、都市建設部長、都市建設課長、道路公園整備室長、建築室長

ウ 主な意見

Q1：新設橋の供用開始後は利用者動線が変わってくるが、地元説明により計画内容の周知を徹底すること。

A1：過去2回、説明会を実施している。工事の際は改めて地元周知を徹底する。

Q2：ボーリング調査を行い、基礎杭が支持層まで到達しているか。

A2：実施済みであり、基礎杭が支持層まで到達する設計になっている。

Q3：工事の仮設計画図や交通規制の検討はしているか。

A3：仮設図は作成している。これに基づき警察と交通規制についても協議を行っており、了解はいただいている。

Q4：算出した工事費は新設橋工事に関する費用のみか。

A4：新設橋に関する工事費のみである。

エ 審査結果

設計内容は妥当であり、予算要求手続きを進めて良いことが確認された。

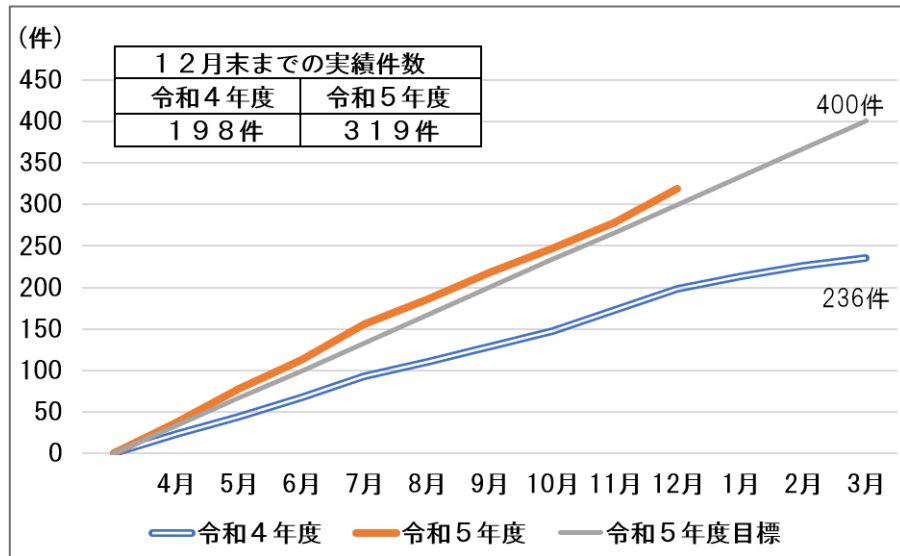
# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

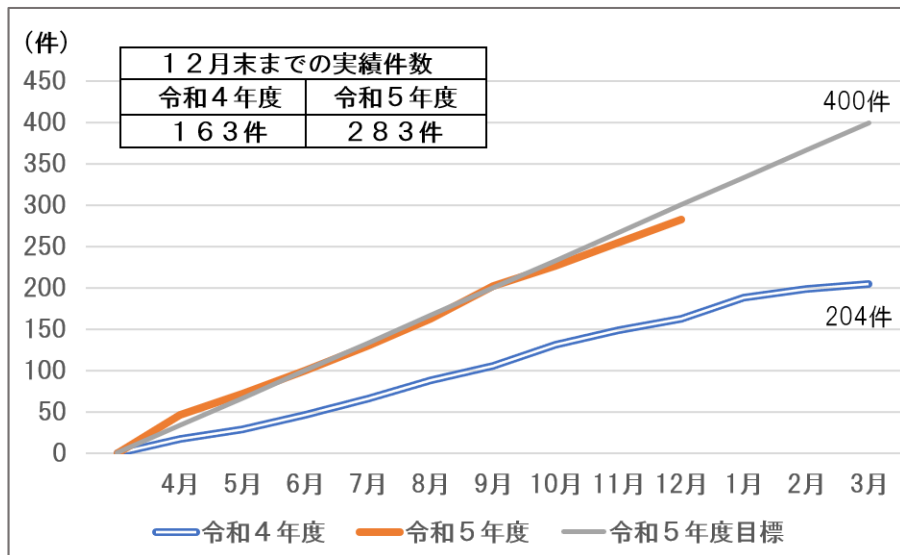
件名	<b>建築物減災対策について（12月末までの実績報告）</b>																																																																																	
所管部課名	建築室建築防災課																																																																																	
	<p>建築物の減災対策の申請状況について報告する。</p> <p><b>1 申請件数（実績 同年の12月末現在）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内容</th> <th style="width: 10%;">R4</th> <th style="width: 10%;">R5</th> <th style="width: 10%;">目標</th> <th style="width: 10%;">達成率 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耐震診断</td> <td style="text-align: center;">198</td> <td style="text-align: center;">319</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">106%</td> </tr> <tr> <td>(2)耐震改修工事等 ※1</td> <td style="text-align: center;">163</td> <td style="text-align: center;">283</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">94%</td> </tr> <tr> <td>(3)家具転倒防止等</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">91</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">135%</td> </tr> <tr> <td>(4)アドバイザー派遣</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">98%</td> </tr> <tr> <td>(5)ブロック塀カット工事</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">65%</td> </tr> <tr> <td>(6)不燃化建替え</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">74%</td> </tr> <tr> <td>(7)解体（不燃化）</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">193</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">99%</td> </tr> <tr> <td>(8)感震ブレイカー設置工事</td> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">367</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">122%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (2)耐震改修工事等 には解体工事含む          ※2 4～12月の現状の達成率          達成率とは、現時点において目標を達成するために達していない割合          [達成率の計算式]  <math display="block">\left[ R5\text{実績値} \div \left( \text{目標値} \times \frac{\text{経過月数}}{12} \right) \times 100(\%) \right]</math></p> <p><b>2 予算額に対する助成内定額の割合（同年12月末現在）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">内定額</th> <th style="width: 10%;">内定済割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耐震診断</td> <td style="text-align: center;">75,000</td> <td style="text-align: center;">85,555</td> <td style="text-align: center;">114%</td> </tr> <tr> <td>(2)耐震改修工事等</td> <td style="text-align: center;">454,000</td> <td style="text-align: center;">417,413</td> <td style="text-align: center;">92%</td> </tr> <tr> <td>(3)家具転倒防止等</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">8,324</td> <td style="text-align: center;">92%</td> </tr> <tr> <td>(4)アドバイザー派遣</td> <td style="text-align: center;">1,980</td> <td style="text-align: center;">682</td> <td style="text-align: center;">34%</td> </tr> <tr> <td>(5)ブロック塀カット工事</td> <td style="text-align: center;">24,000</td> <td style="text-align: center;">13,862</td> <td style="text-align: center;">58%</td> </tr> <tr> <td>(6)不燃化建替え</td> <td style="text-align: center;">174,800</td> <td style="text-align: center;">126,444</td> <td style="text-align: center;">72%</td> </tr> <tr> <td>(7)解体（不燃化）</td> <td style="text-align: center;">546,000</td> <td style="text-align: center;">434,660</td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td>(8)感震ブレイカー設置工事</td> <td style="text-align: center;">38,125</td> <td style="text-align: center;">27,841</td> <td style="text-align: center;">73%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>	内容	R4	R5	目標	達成率 ※2	(1)耐震診断	198	319	400	106%	(2)耐震改修工事等 ※1	163	283	400	94%	(3)家具転倒防止等	23	91	90	135%	(4)アドバイザー派遣	42	81	110	98%	(5)ブロック塀カット工事	24	39	80	65%	(6)不燃化建替え	23	21	38	74%	(7)解体（不燃化）	160	193	260	99%	(8)感震ブレイカー設置工事	147	367	400	122%	内容	予算額	内定額	内定済割合	(1)耐震診断	75,000	85,555	114%	(2)耐震改修工事等	454,000	417,413	92%	(3)家具転倒防止等	9,000	8,324	92%	(4)アドバイザー派遣	1,980	682	34%	(5)ブロック塀カット工事	24,000	13,862	58%	(6)不燃化建替え	174,800	126,444	72%	(7)解体（不燃化）	546,000	434,660	80%	(8)感震ブレイカー設置工事	38,125	27,841	73%
内容	R4	R5	目標	達成率 ※2																																																																														
(1)耐震診断	198	319	400	106%																																																																														
(2)耐震改修工事等 ※1	163	283	400	94%																																																																														
(3)家具転倒防止等	23	91	90	135%																																																																														
(4)アドバイザー派遣	42	81	110	98%																																																																														
(5)ブロック塀カット工事	24	39	80	65%																																																																														
(6)不燃化建替え	23	21	38	74%																																																																														
(7)解体（不燃化）	160	193	260	99%																																																																														
(8)感震ブレイカー設置工事	147	367	400	122%																																																																														
内容	予算額	内定額	内定済割合																																																																															
(1)耐震診断	75,000	85,555	114%																																																																															
(2)耐震改修工事等	454,000	417,413	92%																																																																															
(3)家具転倒防止等	9,000	8,324	92%																																																																															
(4)アドバイザー派遣	1,980	682	34%																																																																															
(5)ブロック塀カット工事	24,000	13,862	58%																																																																															
(6)不燃化建替え	174,800	126,444	72%																																																																															
(7)解体（不燃化）	546,000	434,660	80%																																																																															
(8)感震ブレイカー設置工事	38,125	27,841	73%																																																																															

### 3 推定累計申請数推移

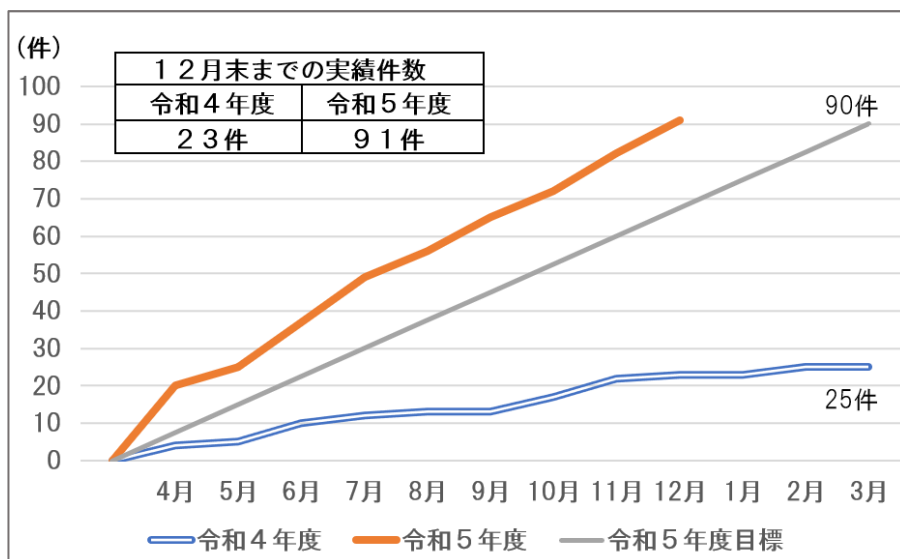
#### (1) 耐震診断申請件数



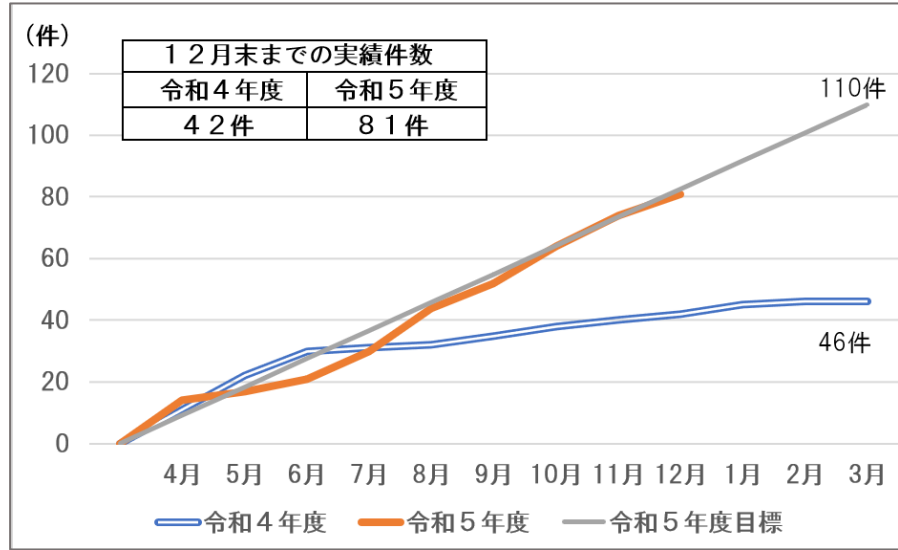
#### (2) 耐震改修工事等申請件数



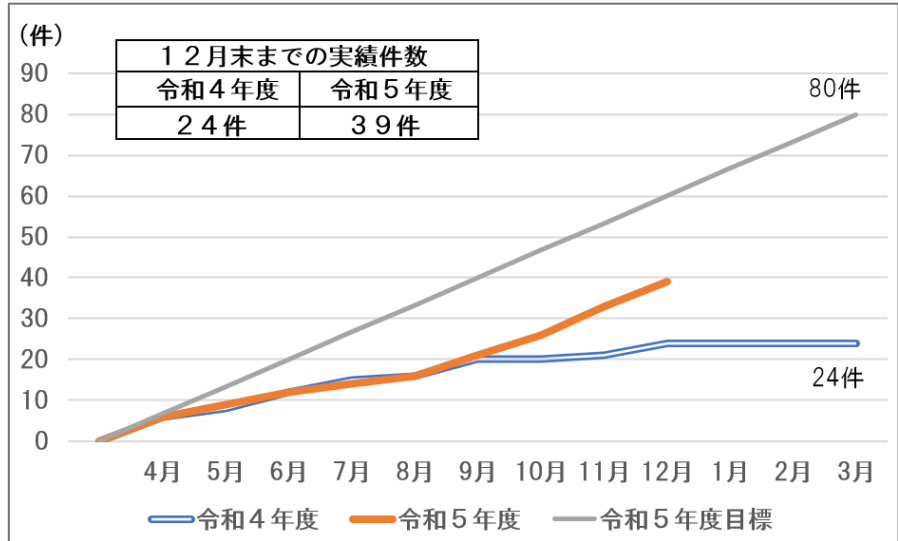
#### (3) 家具転倒防止等申請件数



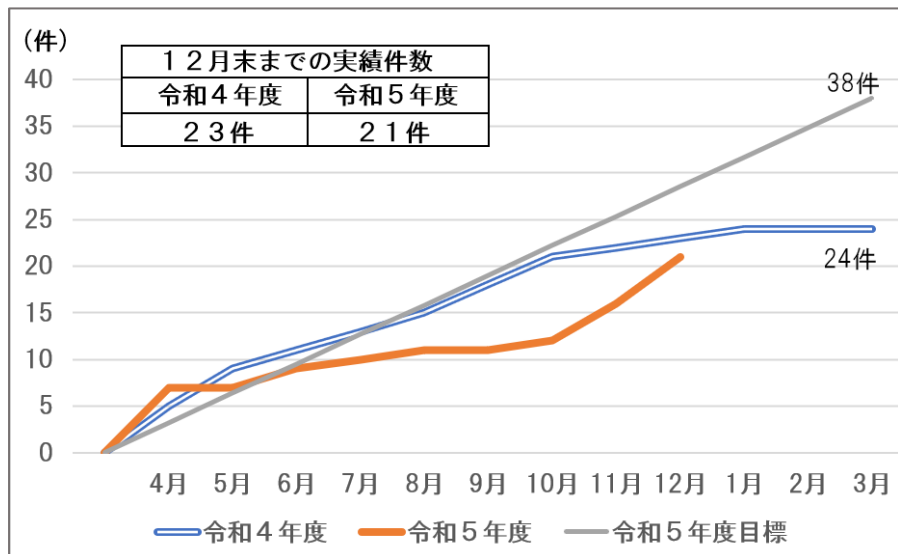
(4) アドバイザー派遣申請件数



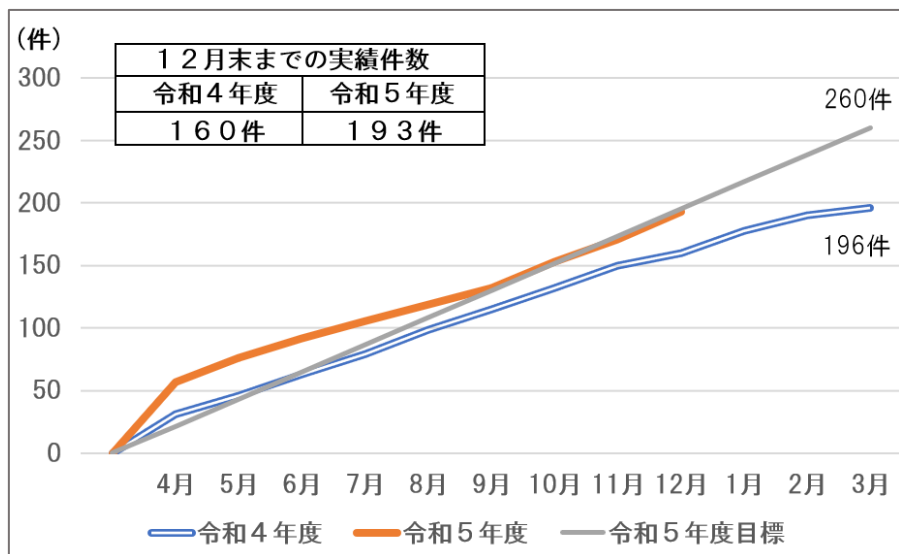
(5) ブロック塀等カット工事申請件数



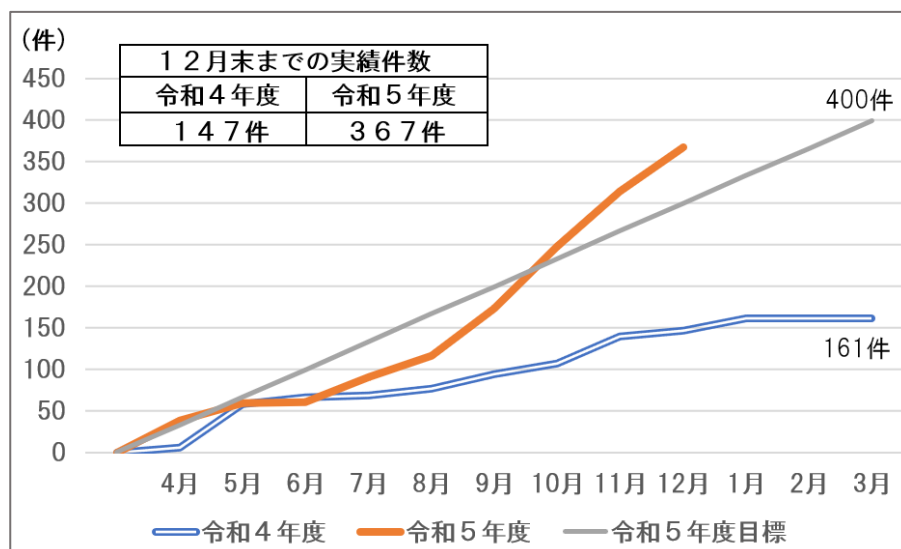
(6) 不燃化建替え申請件数



(7) 解体（不燃化）申請件数



(8) 感震ブレーカー設置工事申請件数



4 問題点・今後の方針

ブロック塀等カット工事については、新年度に向け、達成率向上の促進策を検討する。

また、グレーゾーン住宅を含め、多くの方に各助成を利用していただけるよう以下のPRを行っていく。

時 期	内 容
6月～4月	トキメキ PR広告掲載（計11回）
7月～1月	解体・建替え相談会（計16回）開催
8月～2月	耐震説明会・相談会（計30回）開催
継続的に実施	Twitterにて周知
	LINE、各所デジタルサイネージにて周知
	あだち広報特集号他

# 建設委員会報告資料

令和6年1月22日

件名	<b>区営住宅建替えの進捗状況について</b>																										
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課 足立福祉事務所東部福祉課																										
内 容	<p>区営住宅は、区営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に建替えを進めており、区営住宅の建替えの進捗状況について報告する。</p> <p><b>1 新田地域について</b></p> <p>(1) 新田三丁目アパート敷地にて改築工事を実施中であり、令和6年3月に完成予定である。</p> <p>(2) 居住者に対しては、入居説明会を実施し、入居時期などの今後の流れを説明した。</p> <p>(3) 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年 月 日</th> <th style="width: 50%;">事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年1月26日</td> <td>内覧会（区議会議員・居住者）</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月</td> <td>部屋割り抽選会</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月</td> <td>工事完了</td> </tr> <tr> <td>令和6年5月</td> <td>入居審査</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月</td> <td>入居開始</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 大谷田地域について</b></p> <p>(1) 大谷田二丁目アパート3、5号棟敷地を区営住宅集約建替え予定地として決定し、足立福祉事務所東部福祉課との合築予定である。 現在、集約建替え基本計画を検討中である。</p> <p>(2) 居住者に関しては、集約建替えの計画を説明し、区営住宅集約建替え予定地である3、5号棟の居住者に関しては、先行して大谷田地域の他の区営住宅に引越しを開始している。</p> <p>(3) 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年 月 日</th> <th style="width: 50%;">事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年1月29日</td> <td>居住者情報交換会</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月</td> <td>集約建替え基本計画の決定</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>設計開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>解体工事</td> </tr> <tr> <td>令和8～9年度</td> <td>改築工事</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>入居開始</td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	事項	令和6年1月26日	内覧会（区議会議員・居住者）	令和6年2月	部屋割り抽選会	令和6年3月	工事完了	令和6年5月	入居審査	令和6年6月	入居開始	年 月 日	事項	令和6年1月29日	居住者情報交換会	令和6年2月	集約建替え基本計画の決定	令和6年度	設計開始	令和7年度	解体工事	令和8～9年度	改築工事	令和10年度	入居開始
年 月 日	事項																										
令和6年1月26日	内覧会（区議会議員・居住者）																										
令和6年2月	部屋割り抽選会																										
令和6年3月	工事完了																										
令和6年5月	入居審査																										
令和6年6月	入居開始																										
年 月 日	事項																										
令和6年1月29日	居住者情報交換会																										
令和6年2月	集約建替え基本計画の決定																										
令和6年度	設計開始																										
令和7年度	解体工事																										
令和8～9年度	改築工事																										
令和10年度	入居開始																										

### 3 竹の塚地域について

(1) 竹の塚地域のまちづくりの動向にあわせて、UR団地のストック再生と連動する竹の塚六丁目アパートを中心とした集約建替えの検討に着手する。

(2) 区営竹の塚六丁目アパートの概要

ア 所在地 足立区竹の塚六丁目1番1号他

イ 棟数等 2棟、65戸

ウ 構造等 コンクリート造、5階建て、築43年

(3) 今後の予定

年 月	事項
令和6年2月以降	居住者情報交換会の立上げ

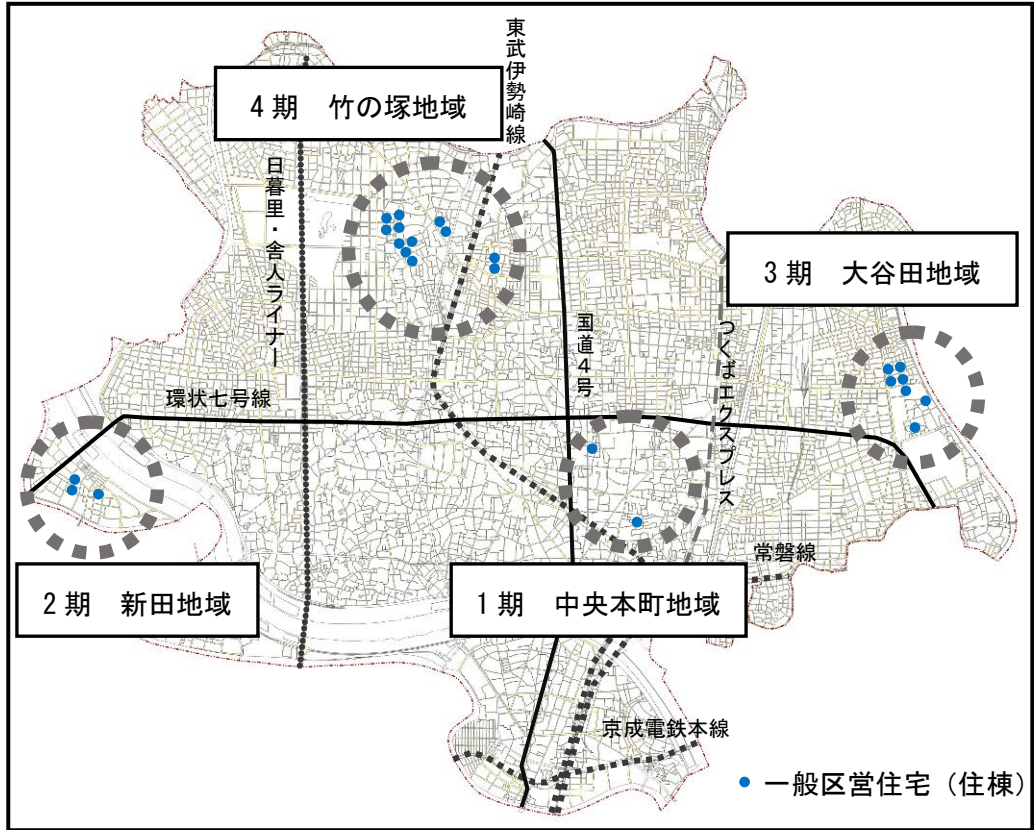
### 4 今後の方針

(1) 新田地域については、入居開始に向けた事業スケジュールの管理を的確に行う。

(2) 大谷田地域については、令和5年度内に居住者へ集約建替え基本計画の内容を丁寧に説明していく。

(3) 竹の塚地域については、中央本町地域などでの経験を活かし、居住者の意向を把握しながら集約建替えの検討に着手していく。

5 (参考) 区営住宅の位置図及び地域別建替え事業状況



事業 順	地域名	事業 状況	集約戸数			管理 戸数
			集約前	集約後	増減数	
1期	中央本町	完了 (H28)	89戸	120戸	+31戸	566戸
2期	新田	事業中 (R6完了予定)	58戸	52戸	-6戸	560戸
3期	大谷田	事業中 (R10完了予定)	108戸	68戸	-40戸	520戸
4期	竹の塚	検討の着手	280戸	295戸	+15戸	535戸

※ 集約建替え事業前の管理戸数は535戸である。